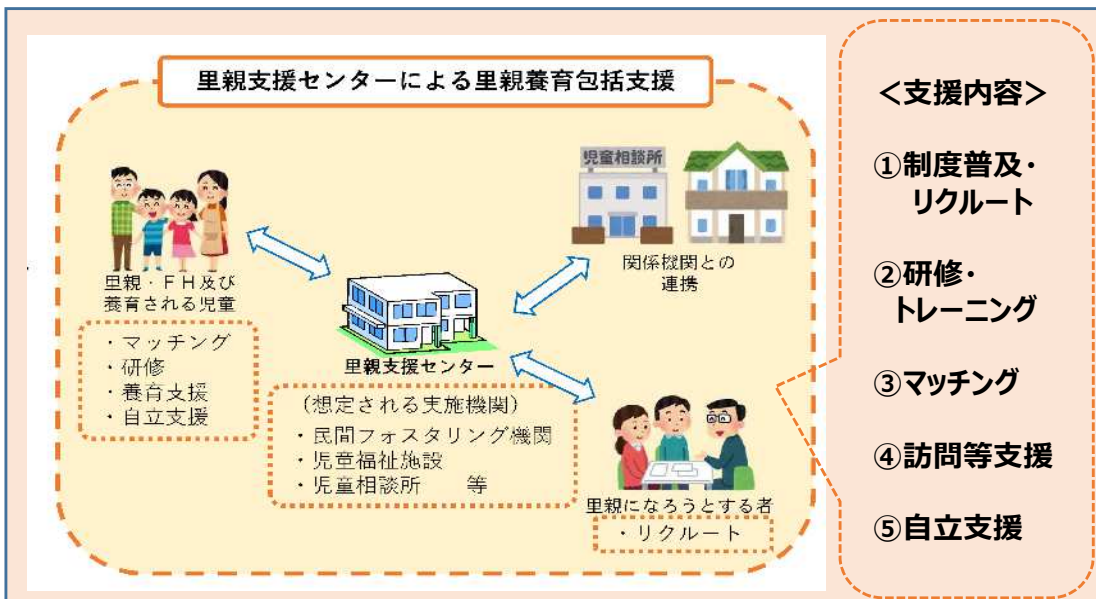


# 「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の改正について

## 1 「里親支援センター」の設置について

- 令和4年度の改正児童福祉法において、**里親支援事業を行うほか、里親及び委託児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う施設として里親支援センターが新設**。着実な里親制度の推進を図るため、**児童福祉施設として位置づけ**られることとなった。
- これまでの里親支援機関による支援が里親支援事業の一部のみにとどまっているという現状を踏まえ、一貫した体制で継続的に里親等支援を提供し、包括的に里親支援を行うための施設として里親支援センターを設置することにより、家庭養育を推進し、児童の養育環境の向上を図る。



## 2 自立支援計画策定時における児童への意見聴取

- 改正児童福祉法第33条の3の3において、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために児童の最善の利益を考慮するとともに、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置（以下、「意見聴取等措置」という。）を行う規定を新設。
- これに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「内閣府令」）において、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設の施設長に策定が義務付けられている**自立支援計画の策定時においても、同様に意見聴取等措置と同様の措置を行う旨の規定を設ける**。

## 3 基準条例の改正内容について

- 里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられることに伴い、他の児童福祉施設と同様、施設の運営、設備等基準について定める。
- 自立支援計画策定の際、対象者の年齢、発達の状況等に応じて意見聴取その他の措置を行い、計画に反映させることを定める。

### ＜基準条例の改正内容について＞

- 内閣府令の**各規定は改正児童福祉法の理念を実現するために適した基準**となっており、本条例について、従うべき基準・参酌すべき基準ともに、**内閣府令同様の内容の規定**とする。

- ▶設備の基準
- ▶職員の配置と資格要件
  - ・里親制度等普及促進担当者
  - ・里親等支援員
  - ・里親研修等担当者（里親トレーナー）
- ▶センター長の配置と資格要件
- ▶里親支援の内容
- ▶業務の質の評価等
- ▶関係機関との連携
- ▶自立支援計画の策定時における意見聴取その他の措置 等

## 4 今後のスケジュール

	12月	1月	2月	3月	令和6年4月1日施行
パブコメ 手続		パブコメ 実施	・上旬 パブコメ結果 公表		
市議会			・上旬 文教委員会 (パブコメ報告)	議案審査	